

違反対象物 公表制度

建物の
ご利用前に
確認
しましょう

施行日 令和 2 年 4 月 1 日

違反対象物 公表制度とは!?

建物を利用する方が、安心・安全に利用していただくために、「**重大な消防法令違反**」のある建物の情報を、消防本部のホームページに公表することです。

公表の対象 となる建物は

劇場、遊技場、飲食店、スーパー、旅館、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設など自力で避難することが難しい方が利用する施設です。

公表の対象 となる違反は

消防法によって設置が義務付けられた消防用設備等のうち、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**のいずれかが設置されていない又は主たる部分に不備があることです。

公表する時期は

消防が立入検査で違反の確認をし、**建物関係者にその旨を通知した日から 14 日経過しても引き続き違反が継続している場合**に公表します。また、公表は違反が是正されるまで継続します。

公表する内容は

消防法令違反となっている
①建物の名称、②所在地、③違反の内容です。

※建物の店舗のみに違反が生じている場合は店舗の名前も公表します。

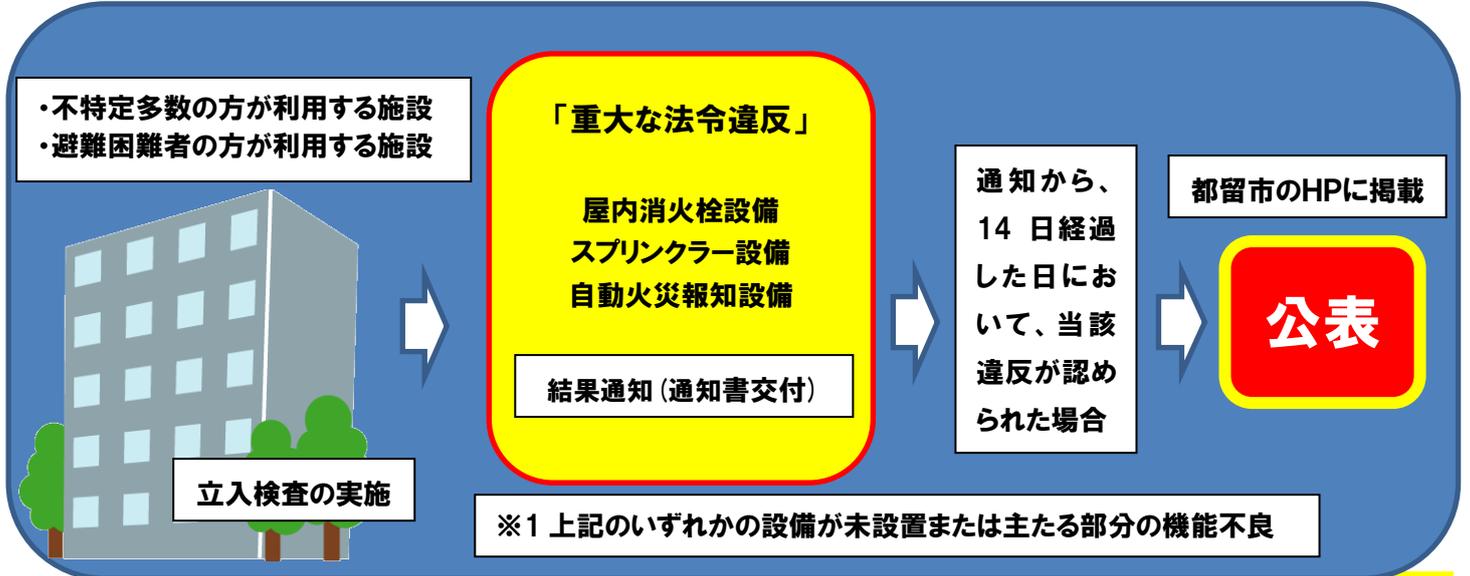
建物関係者の 皆様へ

関係行政庁への必要な申請や届出をせずに実施した建物の用途変更、増改築や建物どうしの接続などで、新たに消防用設備の設置が必要となり、公表の対象となることがあります。このような行為や用途の変更などを計画されている建物関係者の方は、必ず事前に最寄りの消防署にご相談ください。

○「違反対象物に係る公表制度」について

1 公表制度の目的

不特定多数の方が利用する宿泊施設、就寝を伴う診療所や高齢者施設等で多くの死傷者を伴う火災が全国で発生しています。そこで、このような建物のうち、重大な消防法令違反のある防火対象物を公表し、建物を利用される方自らが防火安全に対する情報を入手し、火災危険に関する情報を活用することで火災被害の軽減を図り、また、防火対象物の関係者に対して防火安全体制の確立を促すことを目的とします。



※1 主たる機能違反とは、主たる機能の損失及び延べ面積の半数以上の不具合

2 公表の対象となる建物

火災発生時の人命危険から、不特定多数の方が利用する施設及び有事の際に一人での避難が困難な方が利用する施設を対象とします。

消防法施行令別表第1（抜粋）

項	用途	項	用途
1項イ・ロ	劇場、映画館、集会場等	6項イ～ニ	病院・養護老人ホーム等
2項イ～ニ	遊技場、カラオケボックス等	9項イ	蒸気浴場（サウナ・岩盤浴）
3項イ・ロ	料理店・飲食店等	16項イ	特定用途のある複合施設
4項	百貨店、マーケット等	16項の2	地下街
5項イ	旅館・ホテル等	16項の3	準地下街

3 条例施行（運用開始日）令和2年4月1日施行

お問い合わせは
こちらまで
お願いします。

都留市消防本部消防課予防担当

0554-43-2341

受付時間 午前8時30分から午後5時15分(土日、祝祭日を除く)